

## 1 経緯

東京都児童福祉審議会提言を受けて幼児・障害児向けの啓発物等を作成。

**【提言①】** 現在、子供の権利ノートの配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発や相談方法の周知がなされるよう対策を講じること

**【提言②】** 児童相談所職員、里親及び施設等職員に対して、子供の意見表明権や、意見表明等を支援することの重要性について理解促進を図ること

## 2 啓発物等

- ・動画（幼児向け、障害児向けの2種類）、意見表明ツール、発展学習ツールの3種類の啓発物を作成
- ・職員向けに、啓発物を説明するためのガイドライン、子供の権利に関するハンドブックも作成
- ・幼児・障害児に対し権利の説明を行う際、子供の権利ノートに代わるツールとして利用する。
- ・来年度説明会を予定

啓発物等	対象	内容
動画（幼児向け）	児童養護施設、里親等の3歳以上の幼児 障害児入所施設の児童も活用可	子供の権利や意見表明の方法について学ぶアニメ (子供の権利ノートに代わるもの)
動画（障害児向け）	障害児入所施設の児童（措置・契約） 児童養護施設、里親等の児童も活用可	子供の権利や意見表明の方法について学ぶアニメ ※障害者権利条約の内容を含む (子供の権利ノートに代わるもの)
意見表明ツール	動画と同じ（幼児・障害児共通）	子供の意見表明を補助するカード (子供の権利ノート付属ハガキに代わるもの)
発展学習ツール	動画と同じ（幼児・障害児共通）	発展学習用の絵カード
ガイドライン（幼児版・障害児版）	児童福祉司、施設職員、里親等	説明者に対して動画等の内容を解説するための説明書（10ページ程度）
権利のハンドブック	児童福祉司、施設職員、里親等	児童相談所職員等に対して子供の権利を説明する冊子（40ページ程度）

### 【動画について】

- ・これから成長し社会と関わっていく子供達が、初めに権利について知る機会になることを想定し、大人との信頼感や安心感を育むための最初の一步となるよう制作。子供の権利ノートとの連続性も考慮。
- ・構成は、以下のとおり。具体的な事例を通じて権利について解説。
  - ①子供一人ひとりが大切にされること
  - ②侵害されない、保護されること
  - ③したいことができること
  - ④意見表明ができること

# 幼児及び障害児の被措置児童等に対する子供の権利の啓発

## 1 動画 ※現時点の案



## 2 意見表明ツール、発展学習ツール

※現時点の案

**いいたいことカード**

なまえ \_\_\_\_\_

あなたがおはなしたいことや、いまのきもちにちがいはどれかな。○をかいておしえてね。

かけたら、しよくいんさんや いっしょにくらしているおとなについてみよう!

てんねでもそうだんできるよ  
ひつよう ネット  
0120-874-374  
※12月2日～17日

**けんりカード**

～みんながたのしく、あんしんしてくらせるために、たいせつなもの～

【利用する大人の方へ】  
カードを切り分けたくて、説明しやすいカードから、子供に読み上げながら説明しましょう。  
動画で紹介している権利や、日々の生活の中で気になる権利について、子供と話してみよう。

あなたもみんなもたいせつ  
すきなべんきょうができる  
ひみつはまもられる

SAMPLE

## 3 検討体制

- 学識経験者、法曹関係者、社会的養護経験者等による検討委員会により検討（座長：渡辺顕一郎日本福祉大学教授）
- 施設の入所児童・職員、幼児向けコンテンツに関する知見を持つ有識者等の意見を聴取

実施日	内容
2023年8月2日	第1回 検討委員会
2023年8月	事前検証（障害児入所施設2か所、児童養護施設1か所）
2023年9月15日	第2回 検討委員会
2023年10月	幼児向けコンテンツに関する知見を持つ有識者からの意見聴取
2023年11月21日	第3回 検討委員会
2023年12月～ 2024年1月	事後検証（障害児入所施設2か所、児童養護施設2か所、東京養育家庭の会、児童相談所） 幼児向けコンテンツに関する知見を持つ有識者からの意見聴取
2024年2月1日	第4回 検討委員会